

千葉市環境局喫煙所内広告掲載募集要項

千葉市では、自主財源確保のため、市有財産の有効活用に努めています。

その一環として、千葉市環境局喫煙所の内部壁面を広告（ポスター広告）掲載スペースとして、令和5年度から活用することとしました。

対象者は広告代理店です。詳しい募集内容は下記のとおりとなっておりますので、是非この機会にご検討をお願いいたします。

1 媒体の紹介

媒体名 千葉市環境局喫煙所内部壁面

種類 公共施設（喫煙所）

概要 J R 海浜幕張駅高架下喫煙所は、平成30年10月9日に供用開始しました。

広さは、約28m²あり、その内部壁面8枠を広告枠として募集します。

本喫煙所は、1日24時間開放されており、多くの方に利用されています。

所在地 千葉市美浜区ひび野2-112-1

期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの12か月間を広告枠として利用できます。

なお、令和9年4月から2回を限度として、期間の更新が可能です（令和11年3月31日まで）。

2 広告枠の紹介

広告枠 千葉市環境局喫煙所内部壁面8枠

（注）希望広告枠数は2枠から8枠までとさせていただきます。

掲載位置 別添仕様書記載のとおり

規格 別添仕様書記載のとおり

広告料 競争により、広告料（1枠あたりの広告料×希望広告枠数）が最低募集価格22,000円（11,000円/枠）（消費税及び地方消費税の額を含む。）を超える、かつ最も高額な者の額とします。

広告料（消費税及び地方消費税の額を含む。）は、掲載枠の12か月分の料金です。

（注）行政財産使用料（令和8年度は5,376円/枠）が別途かかります。

また、行政財産の使用料は、年度ごとに変わることもございます。

広告原稿制作及び費用

掲載者側の費用により、制作をお願いします。

掲載する広告内容は、事前審査を行いますので、版下など内容の確認できるものが必要になります。

その他の条件等

電灯、電飾、バックライト等の電気設備の設置はできません。

3 広告掲載者のお申込み

申込資格

広告代理店業務が可能な者（令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者で、希望業種が「広告・催事」で登録されている者）。かつ申込期間内に指名停止を受けていないこと。

申込方法

広告の掲載を希望される方は、「千葉市環境局喫煙所内広告希望申込書（様式第1号）」に必要事項をご記入ください（申込書に広告料を記入する際は、記載例に従い、必ずその内訳も明記してください）。その上で、廃棄物対策課に持参又は郵送（下記申込期限必着）してください。

申込期限 令和8年2月20日（金）午後5時まで

受付時間 閉庁日を除く、午前9時～午後5時

※電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。

質問書 募集内容等に質問がある場合は、令和8年1月30日（金）午後5時までに別添質問書に内容を記入のうえ、下記お問い合わせ先欄のEメールアドレスあてにメールでご提出ください。なお、メールの件名は「千葉市環境局喫煙所内広告募集にかかる質問書提出について」としてください。

回答は、令和8年2月3日（火）午後5時までに当課ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

広告掲載者決定の流れ

- 1 申込期限後、申込資格を確認の上、最も高額な広告料（1枠あたりの広告料×希望広告枠数）を提示した業者を第1広告掲載者として決定します。
- 2 1の後、広告枠が余り、かつ余った広告枠数が、提示した広告料が次点の業者（以下、次点業者）が希望する広告枠数を上回る場合、次点業者を第2広告掲載者として決定します。その後も、新たに決定した広告掲載者の次点業者が希望する広告枠数が余っている限り、2を繰り返します。
- 3 2の後、広告枠が余り、かつ余った広告枠数が、新たに決定した広告掲載者の次点業者が希望する広告枠数を下回るようになったら、2の終了時に広告掲載が決まっていない業者に対し、提示した広告料の高い順から、1枠あたりの広告料は据え置きで、掲載広告枠数のみを減らすことについて交渉します。交渉で合意に至った業者を広告掲載者として決定します。なお、交渉は、8枠全ての広告枠が埋まった時点、または全ての業者に対し交渉を行った時点で終了します。
- 4 令和8年3月3日（火）までに、各広告掲載者に対し、広告掲載決定について正式にご連絡します。また、決定した内容を同日中までにホームページ上でもお

知らせします。

広告掲載までの流れ

- 1 各広告掲載者は、行政財産の使用許可申請書を提出してください。また、行政財産の使用料については、市から納入通知書を送付しますので、指定された期日までに納付してください。
- 2 各広告掲載者及び市の双方で契約内容を確認し、令和8年4月1日以降に契約書を締結します。契約保証金については、千葉市契約規則の規定によります。
- 3 各広告掲載者は、広告の原稿を制作し、「千葉市環境局喫煙所内広告掲載申請書（様式第2号）」と併せて市へ提出してください。
- 4 市は広告内容の確認等を行い、掲載（若しくは不掲載）の決定通知書を送付します。
- 5 各広告掲載者と市とで作業等の日程を調整し、掲載の作業スケジュールを決定します。
- 6 広告の掲載後、各広告掲載者は、広告の維持管理の他、スケジュール管理、掲出に関する疑義対応等を行ってください。
- 7 広告料については、半年ごとに市から納入通知書を送付しますので、指定された期日までに納付してください。

広告掲載基準等

申込みにあたり、事前にご確認いただくようお願いします。

「仕様書」

「千葉市環境局喫煙所内広告希望申込書（様式第1号）」

「質問書」

「千葉市広告掲載要綱」

「千葉市広告掲載基準」

「千葉市環境局喫煙所内広告掲載取扱要領」

「行政財産使用許可申請書」

お問い合わせ先 千葉市 環境局 資源循環部 廃棄物対策課

〒 260-8722

住所 千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043-245-5067

Eメール haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp